

介護保険 に関するお知らせ



問金屋庁舎長寿支援課

利用者負担 (負担割合証に記載)	対象者
3割	下記の①②の両方に該当する人。 ①本人の合計所得金額が 220 万円以上 ②同じ世帯にいる 65 歳以上の人の 「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯の場合、340 万円以上 ・2 人以上の世帯の場合、463 万円以上
2割	上記以外の人で、下記の①②の両方に該当する人。 ①本人の合計所得金額が 160 万円以上 ②同じ世帯にいる 65 歳以上の人の 「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯の場合、280 万円以上 ・2 人以上の世帯の場合、346 万円以上
1割	上記（利用者負担が 3 割・2 割）以外の人。 40～64 歳の人（2 号被保険者）。

● 「合計所得金額」とは

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成 30 年 8 月から「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

介護保険 負担割合証の 送付(更新)

負担割合証の更新時期となったので、更新となった負担割合証（ピン

ク）を 7 月下旬に送付します。要介護（支援）認定を受けている人は、保険証と一緒に、更新となった 1 割、2 割または 3 割と記載された負担割合証をお持ちいただく必要があります。有効期間は、当該年度の 8 月 1

日から翌年度の 7 月 31 日までの 1 年間で

毎年、前年の合計所得金額などにより判断され、更新されます。

2 割および 3 割の利用者負担となるのは、基準以上の所得を有する本人のみです。

同一世帯で自分以外に介護サービスを利用する人がいても、その自身の所得が基準以上でなければ、その人は 2 割または 3 割の利用者負担とはなりません。

また、2 割および 3 割の利用者負担となった人であっても、月額の利用者負担に上限額があるため、申請によって、上限額を超えた金額が「高額介護サービス費」として後で払い戻されます。

※負担割合の変更があるとき
・所得更生があったとき
・転出入などによって、同一世帯の 1 号被保険者数に増減があったとき